

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

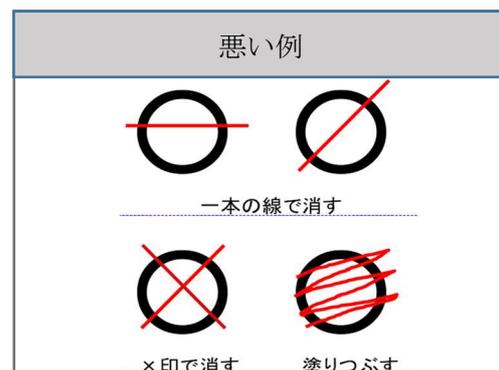
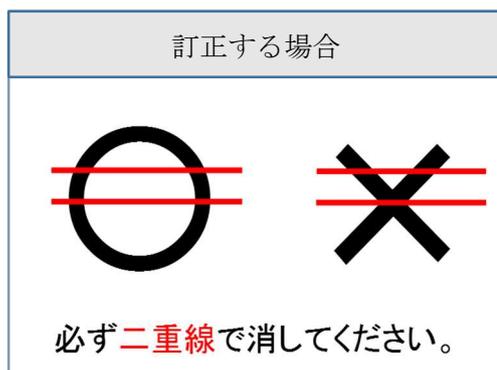
試験実施日 令和6年10月21日

事業者名 _____

受験者名 _____

【注意事項】

1. 試験時間は、45分間です。
2. 解答はボールペンで記載して下さい。
3. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないで下さい。
4. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
5. 問題用紙は、持ち帰らないで下さい。
6. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。



事務処理欄		
		/ 30

中部運輸局

問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。

- 1 旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。 ()
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 ()
- 3 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、貸切バス事業に限り許可を受けることができる。 ()
- 4 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理者を補助する者を選任した場合はこの限りではない。 ()
- 5 一般旅客自動車運送事業の管理の受託及び委託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 ()
- 6 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができる。 ()
- 7 一般旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。 ()
- 8 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示しなければならない。 ()
- 9 一般旅客自動車運送事業の運送約款には、運賃及び料金の收受並びに事業者

の責任に関する事項を定める必要はない。

()

- 1 0 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に必要となる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

()

- 1 1 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要するとき及び一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うときに限り、乗合旅客の運送をすることができる。

()

- 1 2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

- 1 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定めたときは、遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

()

- 1 4 一般旅客自動車運送事業者は安全統括管理者を選任し、又は解任するときには、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

- 1 5 国土交通大臣は、必要な限度において道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続きに従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

()

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を（ ）に記入して下さい。

- 1 6 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後（ ）日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 1 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）ごとに運行指示書を作成しなければならない。
- 1 8 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は（ ）人である。
- 1 9 旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が（ ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
- 2 0 自動車運送事業の用に供する事業用自動車は、（ ）毎に定期点検整備を実施しなければならない。

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 2 1 一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（ ）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
〔A. 9 B. 10 C. 11〕
- 2 2 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止又は廃止しようとするときは、その（ ）日前までに届け出なければならない。
〔A. 30 B. 60 C. 90〕
- 2 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを（ ）の日から3年間保存しなければならない。
〔A. 運送申し込み B. 運送引き受け C. 運送終了〕
- 2 4 旅客自動車運送事業者は、（ ）歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、

かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

〔A. 60 B. 65 C. 70〕

- 25 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その記録を一年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、その内容を記録した電磁的記録を三年間）保存しなければならない。

〔A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書〕

- 26 旅客自動車運送事業者は、（ ）の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

〔A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者〕

- 27 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ ）を受け、報告をすること。

〔A. 点呼 B. 確認 C. 面談〕

- 28 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。

〔A. 公平 B. 親切 C. 丁寧〕

- 29 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ ）選任しておかななければならない。

〔A. 需要の繁閑に応じ B. 必要に応じ C. 常時〕

- 30 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の（ ）に努めなければならない。

〔A. 維持 B. 向上 C. 確保〕

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題(回答)

試験実施日 令和6年10月21日

- 問1 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入して下さい。
- 1 旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。
(道路運送法第2条) (○)
 - 2 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
(道路運送法第8条) (○)
 - 3 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、貸切バス事業に限り許可を受けることができる。
(道路運送法第7条) (×)
 - 4 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理者を補助する者を選任した場合はこの限りではない。
(運輸規則第68条) (×)
 - 5 一般旅客自動車運送事業の管理の受託及び委託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
(道路運送法第35条) (○)
 - 6 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、事業計画を変更することを命ずることができる。
(道路運送法第31条) (○)
 - 7 一般旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
(道路運送法第40条) (○)
 - 8 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示しなければならない。

(運輸規則第42条) (×)

- 9 一般旅客自動車運送事業の運送約款には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を定める必要はない。

(道路運送法第11条) (×)

- 10 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(道路運送法第27条) (○)

- 11 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、災害の場合その他緊急を要するとき及び一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うときに限り、乗合旅客の運送をすることができる。

(道路運送法第21条) (○)

- 12 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第15条) (×)

- 13 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定めたときは、遅滞なく国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(道路運送法第9条の2) (×)

- 14 一般旅客自動車運送事業者は安全統括管理者を選任し、又は解任するときには、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第22条の2) (×)

- 15 国土交通大臣は、必要な限度において道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続きに従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

(道路運送法第94条) (○)

問2 次の設問に、法及び規則並びに告示等の文のとおり正しい語句を（ ）に記入して下さい。

- 1 6 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後（ 60 ）日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。（道路運送法第37条）
- 1 7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ 運行 ）ごとに運行指示書を作成しなければならない。（運輸規則第28条の2）
- 1 8 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は（ 3 ）人である。（運輸規則第47条の9）
- 1 9 旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が（ 1 ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。（自動車事故報告規則第4条）
- 2 0 自動車運送事業の用に供する事業用自動車は、（ 3ヶ月 ）毎に定期点検整備を実施しなければならない。（道路運送車両法第48条）

問3 以下の各設問の（ ）内に、正しい語句を〔 〕枠内から選択し、記号を記入して下さい。

- 2 1 一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員（ C ）人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（道路運送法第3条）
〔A. 9 B. 10 C. 11〕
- 2 2 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止又は廃止しようとするときは、その（ A ）日前までに届け出なければならない。（道路運送法第38条）
〔A. 30 B. 60 C. 90〕
- 2 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを（ C ）の日から三年間保存しなければならない。（運輸規則第7条の2）
〔A. 運送申し込み B. 運送引き受け C. 運送終了〕

- 2 4 旅客自動車運送事業者は、(B) 歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
(運輸規則第 3 8 条)
〔A. 6 0 B. 6 5 C. 7 0〕
- 2 5 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を (B) により記録し、かつ、その記録を一年間 (一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、その内容を記録した電磁的記録を三年間) 保存しなければならない。(運輸規則第 2 6 条)
〔A. 乗務記録 B. 運行記録計 C. 運行指示書〕
- 2 6 旅客自動車運送事業者は、(A) の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(運輸規則第 2 条の 2)
〔A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者〕
- 2 7 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う (A) を受け、報告をすること。(運輸規則第 5 0 条)
〔A. 点呼 B. 確認 C. 面談〕
- 2 8 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(A) かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第 2 条)
〔A. 公平 B. 親切 C. 丁寧〕
- 2 9 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を (C) 選任しておかななければならない。(運輸規則第 3 5 条)
〔A. 需要の繁閑に応じ B. 必要に応じ C. 常時〕
- 3 0 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の (B) に努めなければならない。(道路運送法第 2 2 条)
〔A. 維持 B. 向上 C. 確保〕